

2022-10-27 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（第13回）

○野口委員長 定刻より若干早いですが、ただいまから、第13回「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

まずは、事務局様より会議形態の説明と本日の委員の皆様のお出席状況について、御説明をよろしくお願いたします。

○日野介護保険計画課長 介護保険計画課長でございます。

本日は、前回同様、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、ウェブ会議システムを活用しての実施とさせていただきます。また、傍聴席は設けず、動画配信システムでのライブ配信により一般公開する形としております。

続きまして、委員のお出席状況につきまして、御報告申し上げます。

本日は、委員13名の御出席をいただいております。遠藤委員、陶山委員が御欠席です。遠藤委員の代理として松尾徳哉参考人に御出席いただいておりますので、お認めいただければと思います。

事務局につきましては、老人保健課長、認知症総合戦略企画官が欠席でして、老人保健課長の代理として福田介護保険データ分析室長が出席しております。

また、審議官は、公務のため、途中で退席の予定でございます。

以上でございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、議事に入る前に、資料及びウェブ会議の運営方法の確認をさせていただきます。

事務局様から、御説明をよろしくお願いたします。

○日野介護保険計画課長 事務局でございます。

最初に、資料の確認をさせていただきます。電子媒体でお送りしています資料を御覧いただければと思います。同様の資料をホームページに掲載しております。

まずは、議事次第と委員名簿がございます。次に、資料として、取りまとめ（案）、参考資料「介護分野の文書に係る負担軽減について」を御用意させていただきます。

資料の不足等がございましたら、恐縮でございますが、ホームページからダウンロードいただくなどの御対応をお願いいたします。

次に、ウェブ会議システムにおける発言方法等について確認させていただきます。画面の下に、マイクのアイコンが出ていると思います。会議の進行中は、基本的に皆様のマイクをミュートにさせていただきます。御発言をされる際には、Zoomツールバーの「リアクション」から「手を挙げる」をクリックいただき、野口委員長の御指名を受けてから、マイクのミュートを解除して御発言ください。御発言が終わりました後は、Zoomツールバーの

「リアクション」から「手を降ろす」をクリックいただき、併せて、再度マイクをミュートにさせていただきますよう、お願いいたします。挙手しているにもかかわらず発言希望の御意思が会場に伝わっていないと思われる場合につきましては、ウェブ会議システムのチャット機能や実際の挙手で会場へ御意思をお伝えいただくことが可能でございます。ですが、原則としては、Zoomの挙手機能にて意思表示をお願いいたします。なお、チャット機能等で記載いただいた内容については、ウェブの画面及び配信動画においても表示されますので、御承知おきください。

以上でございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。

本日の議題は、皆さんに長らく御議論いただいたところではありますが、いよいよ「取りまとめ（案）について」です。

本専門部会では、令和4年7月から、3回にわたり、議論を行ってまいりました。また、本専門委員会では、年内に取りまとめを行い、社会保障審議会介護保険部会等に検討の結果を報告することとしております。今回の議論で報告を取りまとめようと考えております。

本日は、これまでの議論を踏まえ、事前に委員の皆様にも御意見をいただいた上で、私と事務局様で取りまとめの原案を作成いたしましたので、これを基に議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、事務局様より、資料の御説明をよろしくお願いいたします。

○斎藤生産性向上推進官 ありがとうございます。

資料「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会取りまとめ（案）」を御覧いただければと思います。

こちらは、前回までに御議論いただいた内容について取りまとめた案でございます。改めて、冒頭から内容を御説明させていただきたいと思います。

まず、1つ目は検討の背景・経緯でございます。1点目に、介護分野の文書に係る負担軽減の実現に向け、必要な検討を行うことを目的として、社会保障審議会介護保険部会に本専門委員会を設置し、令和元年12月4日に中間取りまとめを行ったことを記載しております。2点目に、中間取りまとめでは、指定申請・報酬請求・指導監査に関連する文書について、3つの視点に立ち、検討スケジュールと取組内容をお示ししたことを載せており、3点目には、このような中間取りまとめを踏まえた取組を行ってきた結果、介護分野の文書に係る負担軽減に向けた取組は、着実に進展していると言えるといった内容を記載しております。次の4点目には、令和4年6月7日閣議決定の規制改革実施計画の内容も踏まえ、さらなる負担軽減の実現へ向け、主に5項目について、関係団体からのヒアリングを含めて、令和4年度以降で計3回にわたる本専門委員会の中で議論と検討を行ったことを記載しており、下の四角の囲みの中には、5項目の内容と、注意書きとして、介護報酬の要件等に関連する事項については介護給付費分科会にて検討ということを記載しておりま

す。検討の背景・経緯の最後の5点目には、これまでの本専門委員会の議論の中で一定の方向性が得られた点を中心に、これまでの検討内容について整理し、取りまとめを行うものであるということをお示しし、検討の背景・経緯としております。

次に、2つ目の、介護分野の文書に係る負担軽減策の進捗と今後の課題でございます。1点目として、中間取りまとめも踏まえたこれまでの取組により、負担軽減に向けた取組は着実に進展してきているが、本専門委員会の議論の中では、さらなる負担軽減に向けた今後の課題についても意見が示されたことを記載しており、2点目以降に、各項目における進捗と今後の課題を記載しております。2ページ目をお願いします。2点目は、標準様式例についての内容でございますが、様式例については、厚生労働省のホームページにおいて示されておりますが、使用状況は不明確な部分があること、また、独自様式の使用によっては押印を求められるケースがあることや、これまでの負担軽減策についての取組が浸透していないという意見も示されております。3点目には、簡素化や利便性向上についての要望を提出する窓口については、これまで明示的に定めたものはなかったことを記載しております。4点目でございますが、提出方法として持参・郵送・電子メールなどが示されているが、地方公共団体によっては電子メールでの提出が受け付けられていないケースがあるという意見も示されたこと、また、新たな提出方法である電子申請・届出システムの運用については、令和4年度下期から順次開始していくことを記載しております。5点目には、これまでの独自ルール解消へ向けた取組としては、本専門委員会で検討を行い決定した事項の通知等による周知やインセンティブ交付金の評価指標への反映による周知などが行われてきましたが、地方公共団体ごとや担当者ごとにローカルルールが現在も発生していることなどが意見として示されたことを記載しております。最後の6点目としては、そのほかにいただいた御意見として、加算を含めた介護報酬制度について、事故報告、ケアプランに関する意見等も示されたことを記載しております。

次に、3つ目の、介護分野の文書に係る負担軽減策の方向性でございます。

負担軽減策の検討に当たっての視点として、1点目には、令和4年度に開催された計3回の本専門委員会の中では、第11回の関係団体からのヒアリングや団体提出資料も含めて、主に5項目について御意見をいただいたことを記載しており、2点目には、各項目における負担軽減策については、横断的な観点を念頭に置きつつ、本専門委員会の検討事項として示されている、「介護分野において、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者の間でやり取りされている文書に関する負担軽減策」を中心に、対応の方向性に関する検討を行ったことを記載しております。

次に、各項目に関する負担軽減策についてですが、3ページ目以降に、5項目それぞれについての現状と対応の方向性に関する内容を記載しております。

1つ目は、標準様式例についての現状でございますが、厚生労働省のホームページに標準様式例が示されているが、本専門委員会の議論の中では、使用状況はフォローアップが必要であること、独自様式の使用によっては押印を求められるケースがあることなどの意

見が示されたことを記載し、3点目には、このような意見も踏まえて、国においては、令和5年度インセンティブ交付金における評価指標の見直しや、9月29日に局長通知を發出し、これまでの取組等について再度の周知を行ってきたことを記載しております。このような現状も踏まえた標準様式例に関する対応の方向性でございますが、1点目に、標準様式例の使用がどの程度浸透しているのか確認のために調査を行うべきであること、2点目に、文書の簡素化・標準化の取組を整理し、地方公共団体向けのガイドラインの作成を行うべきであること、最後の3点目として、国の標準様式の使用を基本原則化するための法令上の措置を行うべきであることを記載し、施行時期については、地方公共団体の事務負担軽減等の観点から、令和6年度の介護報酬改定と合わせて行うことが適当ではないかということに記載しております。

次に、2つ目の専用の窓口についての現状でございますが、要望を提出する窓口については、これまで特段の決まりがなかったため、要望の随時の提出ができるよう、9月29日に、厚生労働省のホームページに窓口の設置が行われたことを記載しております。次に、対応の方向性でございますが、1点目には、既に受付を開始してございますが、受付対象となる要望の内容を記載しており、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に関わる国や地方公共団体に対する要望とするべきであるとしてございます。4ページをお願いします。2点目として、厚生労働省は、受け付けた要望の状況を整理し、本専門委員会に報告を行い、公表を行うべきであることを記載しております。3点目には、要望の内容については、厚生労働省で精査を行った上で、全国的に対応が必要と考えられる内容については、本専門委員会で御議論などをいただき、個別の地方公共団体に対して対応が必要と考えられる内容については、都度、厚生労働省から地方公共団体に助言等を行うべきであるということに記載しております。最後の4点目として、窓口のフォーマットや運営の方法については、利用状況等を踏まえながら、今後も随時検討を行うべきであるということもあわせて記載しております。

次に、3つ目、電子申請・届出システムについての現状でございますが、1点目には、これまで提出方法については持参・郵送・電子メールなどが示されていたが、地方公共団体によっては電子メールでの提出が受け付けられないケースがあるという意見も示されたことを記載しており、2点目には、令和4年度下期から運用開始していく電子申請・届出システムの概要については、9月29日に發出された局長通知による周知が行われ、また、その通知の中では、電子メールも含めた提出方法についても周知が行われたことを記載し、最後、3点目としては、文書負担軽減の観点からもシステムの利用が推奨されることから、令和5年度インセンティブ交付金の評価指標の中には、新たにシステムに関する項目が追加されたことを記載しております。次に、対応の方向性でございますが、1点目に、システム利用の準備のための手引きや操作手順書の作成を行うなど、円滑なシステムの運用開始に向けた支援を行うべきであること、2点目には、早期利用開始の地方公共団体への支

援として、伴走支援や好事例の横展開などを行うことにより、早期利用開始の地方公共団体数の拡大に向けた取組を行うべきであることを記載しております。3点目には、地方公共団体に対して定期的に利用開始時期の意向調査を実施し、調査結果については公表を行うべきであることを記載し、4点目には、システムの機能については、利用を開始いただいた地方公共団体や事業者の方々の御意見も踏まえながら検討を行うべきであることを記載しております。最後の5点目として、標準様式例と同様に、電子申請・届出システムの使用を基本原則化するための所要の法令上の措置を行うべきであることも記載しております。

5ページ目をお願いいたします。4つ目は、地域による独自ルールについてでございます。現状として、1点目には、地域による独自ルールを解消し標準化へ向けたこれまでの取組としては、本専門委員会で検討を行い決定した事項の通知等による周知やインセンティブ交付金の評価指標への反映による周知などを行ってきたが、地方公共団体ごとや担当者ごとにローカルルールが発生していることなども御意見としていただいたことを記載しております。2点目には、このような御意見も踏まえまして、令和5年度のインセンティブ交付金の評価指標については見直しを行い、9月29日の局長通知の中ではこれまでの取組の再度の周知が行われたことを記載しております。次に、対応の方向性でございますが、1点目には、老健事業による調査を行い、独自ルールの有無・内容を整理し、公表すべきであることを記載し、2点目には、9月29日に設置された専用の窓口へ提出された要望の中で、独自ルールに関する要望を整理し、公表を行うべきであることを記載しております。

最後に、5点目のその他の課題についてでございますが、本専門委員会におきましては、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者の間でやり取りされている文書、特に指定申請・報酬請求・指導監査に関する文書に係る負担軽減を主な検討対象としてまいりましたが、その他の課題として多くの御意見をいただいた、処遇改善加算等、事故報告、ケアプランの3点に関する内容を記載しております。

最後に、5ページから6ページにかけまして、4つ目の今後の進め方でございます。1点目として、介護分野の文書負担軽減に関しては、多岐にわたる取組が挙げられており、こうした取組が地方公共団体で適切に進めていくことができるよう、国においてはガイドラインの作成やシステム改修に係る支援、システム導入に係る伴走型の支援などを行うことを記載した上で、都道府県においては、次のページ、管内市区町村の文書負担軽減に向けた取組の進捗状況の確認や小規模地方公共団体等への支援を行うことが重要であることを記載してございます。2点目には、9月29日に設置された専用の窓口の要望についての報告や内容に応じた改善等の対応を検討する必要性や、電子申請・届出システムの利用状況等については、今後も継続的なフォローアップが必要であることから、取組及び検討状況のモニタリングを行うため、引き続き協働で負担軽減について検討する場である本専門委員会を随時または定期に開催することが有益であるという内容も記載させていただいて

おります。最後の項目といたしましては、本専門委員会においては、先ほど申し上げましたとおり、指定申請・報酬請求・指導監査に関する文書に係る負担軽減を主な検討対象としてきたが、処遇改善加算や事故報告、ケアプランなどに関して示された意見についても、厚生労働省として十分に受け止め、関係審議会における検討の中で積極的に生かしていくことと期待したいという内容を記載し結んでおります。

7ページにつきましては、本日10月27日現在での委員の皆様様の委員名簿となっておりまして、最後の8ページは令和4年度以降の本専門委員会の開催履歴となっておりますので、こちらは御参考として確認いただければと思います。

取りまとめ（案）の内容は、以上でございます。

次に、参考資料について御説明させていただければと思います。参考資料「介護分野の文書に係る負担軽減について」を御覧いただければと思います。こちらは、前回の第12回専門委員会で使用した資料と重複した資料も多くございますので、ポイントを簡潔に御説明させていただければと思います。

5ページ目をお願いいたします。9月29日の設置から10月19日までの専用の窓口への要望提出状況を掲載しております。表は、国と地方公共団体それぞれに5項目のチェックが何件あったかを表しており、一番右を赤字にしておりますが、合計は全ての項目を合計した数でございます。国に対するチェック数合計が167、地方公共団体に対するチェック数合計は161となっております。その下の※印のところに記載しておりますが、数字は受付対象外の要望も含めたチェック数であり、複数の分類をチェックした上で提出いただいた要望も多くあり、提出された意見の件数は195件となっております。多岐にわたる内容で要望を提出いただいておりますが、いただいた要望の中で受付対象外の要望の例についても御参考として5ページの下に掲載しておりますので、御確認いただければと思います。

また、6ページから10ページまでは、分類ごとの、国、地方公共団体の主な要望をそれぞれ載せております。時間に限りもございますので、要望の詳細につきましては、資料で御確認いただければと思っております。

次に、16ページ目をお願いいたします。16ページには、電子申請・届出システムの自治体の利用開始時期の意向調査への回答状況でございますが、前回、第12回の資料で掲載しました8月22日時点のデータから、10月21日時点のデータでリバイスした内容を載せております。

17ページには都道府県ごとの回答状況を載せてございます。全体の回答状況といたしましては、8月22日時点で、1,186、66.1%だったところが、10月21日時点では、1,276、71.1%となっております。ただし、17ページに記載されているとおり、都道府県ごとにまだ格差もございますので、引き続き都道府県の担当者の方々にも御協力いただきながら、管内市区町村への声かけや早期の利用開始を検討いただきたいことなども引き続きフォローアップを行いながら取り組んでまいります。

18ページ目以降については、これまでに掲載していた資料を参考資料として載せてござ

いますので、御確認いただければと思います。

説明につきましては、以上でございます。ありがとうございました。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今の取りまとめ（案）について、皆様方から御意見を伺いたいと思います、どなたからでも結構です。よろしく願いいたします。

松尾参考人、よろしく願いいたします。

○松尾参考人 どうもありがとうございます。全国介護付きホーム協会の松尾でございます。本日は、遠藤委員の代理で意見を発言させていただきます。

まず、野口委員長並びに事務局の皆様には、これまでの議論を踏まえまして、丁寧に取りまとめをしていただきまして、誠にありがとうございます。当協会がこれまで御提案させていただきました様式とシステムの全国統一による行政手続のワンストップ化を実現することができる取組内容がまとめられております。厚く御礼を申し上げます。不必要なローカルルールをなくしていくという方針を今後も変えることなく、規制改革実施計画と今回の取りまとめの内容を着実に前に進めていただきたいと思います。

また、引き続き本専門委員会を定期的を開催することによって、取組の進捗状況を確認させていただければ幸いです。

次に、取りまとめの記載内容に関しまして、4つの意見を申し上げます。

1つ目は、様式とシステムの全国統一に関する時期と方策についてでございます。様式統一の時期を令和6年度の報酬改定と合わせるという記載については、自治体の御意見を踏まえた内容と理解しており、賛成でございます。一方で、電子申請・届出システムの施行時期は記載がなかったと思います。こちらについてもゴールの時期を明記していただき、そこからバックキャストの思考でやるべき方策を検討していただけないかと思いません。目指す時期が明確になることで、自治体や事業者の準備もしやすくなると考えております。

2つ目は、電子申請・届出システムの利用を開始する自治体名の公表についてでございます。参考資料2、都道府県別の回答状況を示していただき、誠にありがとうございました。手続のワンストップ化を実現するためには100%の利用移行が必要となりますので、まだ回答されていない残り約3割の自治体がスムーズに利用開始の回答ができるよう、適切な御説明と御支援を引き続きよろしくお願いしたいと思っております。

3つ目は、事故報告の負担軽減についてでございます。事故報告の負担軽減につきましては、前回の委員会で多くの委員の先生方が言及されておりました。事業者の業務効率化に大変重要な取組と考えております。取りまとめのその他に記載いただいたことに感謝しておりますが、その内容は関係審議会における検討を期待するといった表現にとどまっております。前回の委員会で事務局から御説明のありましたように、令和3年度の実態調査の結果を踏まえた今後の対応について、ぜひとも確実に検討を開始してほしいと思っております。できますれば、この専門委員会の中で、事故報告の様式統一と電子的な届出の議

論をしていきたいと考えております。

最後の4つ目は、デジタル化の対象領域拡大についてでございます。事業者の負担をさらに軽くするため、デジタル化の対象領域拡大につきまして、今後の国の活発な議論を期待したいと考えており、その趣旨の記載を取りまとめに追加することを提案させていただきます。

事業者としましては、生み出された時間を有効に活用し、より品質の高い介護サービスの提供に努めたいと思っておりますので、引き続きの御支援を何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

第1番目の電子システムの時期について記載がなかったということなのですが、このゴールはどうでしょうか。事務局様、明確に示せるものでしょうか。

○須藤高齢者支援課長 高齢者支援課長です。

時期の部分ですが、参考資料の規制改革会議のところ、22ページ、cの前段の項目でありますので、1ページ戻っていただいて21ページのところですが、閣議決定の規制改革実施計画の中でも令和7年度措置になりますので、令和7年度中に何とか全自治体にこのシステムを使っていただくという目標を立てて進めていくところでございます。その点を明記することは可能かと考えております。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

松尾参考人、いかがでしょうか。

○松尾参考人 どうもありがとうございます。

ここで様式は令和4年度措置で令和6年度からということが今回は書かれておりましたので、電子システムは令和4年度措置でいつからなのだろうかということで発言させていただいたのですが、それは令和7年度からといいますか、令和7年度中に全ての自治体に移行するという御説明をいただいたと理解しましたので、承知いたしました。

○須藤高齢者支援課長 高齢者支援課長です。

1点だけ補足させていただきますと、このシステム自体は今年度の下半期から、今、開始しているところでございまして、先ほど松尾参考人からもお話があったように、先ほど私も御説明申し上げましたように、令和7年度中に全自治体でのシステムの最終的な利用完了を目指すというところでございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、橋本委員、よろしくお願いたします。

○橋本委員 ありがとうございます。日本慢性期医療協会の橋本でございます。

私からは、会員の先生方から3点ほどコメントがありましたので、それをお話しさせていただきます。

最初に、先ほどもお話に出ていたスケジュールに関してですけれども、理事会等では、



こういう電子申請や文書負担軽減の委員会を進めていますという話はさせていただいているのですが、現場からは、行政からもあまり詳しい説明がないため、いつから電子化になるのかがよく分からないという声がありました。参考資料の14ページ、導入スケジュールということで出していただいていますので、大体こういったことで進んでいくのではないかと。いずれそれぞれの自治体からそれぞれの現場へ連絡がありますということは申し上げました。現場にはなかなかこういうことをやっているという声が届いていないのかなという感想を持ちましたので、その辺りも、説明していただいたら、ありがたいかなと思います。

2点目は、標準の様式を統一するという事柄なのですが、その電子入力に関してです。実際に現場の人が打ち込むことになった場合のことだと思いますが、コピー・ペーストが可能ではないところがたくさんあるので、何回も繰り返して入力しなければいけないので、負担になるので、コピー・ペーストでオーケーなところはできるだけそうしてほしいという御意見でした。

3点目は、必須項目も、例えば、参考資料4のように、必須項目のところは、入力しなければ次に進めないということをしてほしいと。一部なっているのではないかと思います。そうしてほしいという御意見でした。なぜかという、入力していなかった項目があったために実際に報酬の返還まで求められた事例があったということで、ついそこを飛ばしてしまっていていなかったということで、報酬を出せませんとまで言われるということはどうかなという御意見でした。

以上です。

○野口委員長 非常に個別・具体的な事例を挙げていただき、どうもありがとうございます。

それでは、山際委員、よろしくお願いいたします。

○山際委員 ありがとうございます。民間介護事業推進委員会の山際です。よろしくお願いいたします。

私からは、3点、発言をさせていただきます。

まず、1点目ですが、この間の委員会や改善の取組によって前進があったということについて確認をしたいと思っております。今回御提示いただいた取りまとめ（案）については基本的に賛成の立場ということです。

2点目ですが、一方で、まだ改善は道半ばだと思っております。例えば、ローカルルーの実態、あるいは、文書削減、軽減に当たっての問題点・課題については、今年度の老健事業でも把握をしている最中ですので、これらの実態把握をきちんとやっていくこと、もう一つは、改善の取組が様々に行われているわけですが、ぜひ自治体の方にもきちんとお知らせし、徹底を図っていただきたいと考えております。これらの広報活動や内容の徹底をぜひ求めたいと思っております。併せて、なかなか難しく進んでいない自治体も出てこようかと思っておりますので、フォローアップの取組をぜひ進めていただければと思ってお

ります。

最後、3点目ですが、こうした取組の進捗を確認し、さらに改善を図っていくために、本委員会について定期的に開催することについて求めたいと考えております。

以上でございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、小泉委員、よろしく願いいたします。

○小泉委員 ありがとうございます。全国老人福祉施設協議会の小泉でございます。

今回の介護分野の文書に係る負担軽減に関する取りまとめについてであります。特に私から修正点はございません。2点について、意見、要望を述べさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、介護分野の文書に係る負担軽減に関する取りまとめの重要なポイントは2点であると考えております。1つは地方公共団体への周知であり、2つ目は簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口の機能と考えております。換言しますと、地方公共団体がどのように情報収集をして文書負担の軽減の趣旨について理解し実行に移すことができるのか、また、事業者は専門窓口にて率直に発展性のある意見提出を行うことができるかということでもあります。双方の意思疎通及び意見調整が良好な状態で維持されることが重要と考えます。調整役となる厚生労働省も、いろいろな負荷がかかるとは思いますが、さらなる文書提出のシステム化・標準化の推進を要望いたします。

2点目でありますけれども、デジタル化及びDXの観点からも推進すべきであり、デジタル庁との連携も必要ではないかと考えます。ここまで議論してきたことが標準化されるように、5つの各項目に関する負担軽減策に記載されている対応の方向性に沿った確実な推進を期待いたします。

以上でございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、清原委員、よろしく願いいたします。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

私からも、3点、意見を申し上げたいと思います。

1点目は、今回の取りまとめ（案）につきましては、「検討の背景・経緯」にありますように、令和元年12月4日に中間取りまとめが行われた後、約3年間、着実に介護分野の文書に係る負担軽減が進んできています。その進捗の状況について、この間、委員の皆様のご意見に加えて、ヒアリングによる幅広い関係者の意見を反映して、まとめることができていると思います。したがって、この原案について賛同するものでございます。とりわけこの間進捗があったということにつきましては、先ほども御意見がありましたように、自治体に着実にこの負担軽減の方向性が伝わらなければいけない。そこで、随時に局長通知という形でお示ししていただくとともに、インセンティブ交付金の対象にどういう分野を置くかということについて明示して、まさに、インセンティブ、動機づけをすることや、インセンティブ交付金の評価の中に適切に加えていくことで取り組んできた経過が

示されているということは、大変重要だと思っております。委員の多くの皆様がおっしゃいましたように、このことがさらに自治体や関係者に伝わることを願いたいと思います。

2点目は、特に取りまとめ(案)の5ページでございますが、「地域による独自ルール」については、ヒアリングでも多くの方が指摘された内容であり、まだ今後の検証が必要な分野だと思えますし、⑤で「その他の課題」についてとしていただきました。私たちは、主として、今回、ヒアリングにおいても、4項目について重点的に皆様からヒアリングあるいは御意見をいただいたわけですが、5点目、「その他」ということについても、遠慮なく御意見を傾聴させていただきました。そのことについてしっかりと受け止めて、5ページの5には、「その他」ととどめず、「その他の課題について」ということで、しっかりと、例えば、「処遇改善加算等の課題」、「事故報告についての課題」、あるいは、「ケアプランについての課題」を、今後の重要な課題として明記している意義は大きいと思えます。このことについては、適切な検討のプロセスを、今後も、本専門委員会が担当できる部分もあるでしょうし、他の審議会や分科会等で御検討いただく部分もあるでしょうが、しっかりと受け止めているということがこの5ページに記載されていることを共有したいと思います。

3点目でございます。このように、これまでの進捗、老健局長による通知やインセンティブ交付金の取組、さらには、私たちにとって一つの画期は、デジタル化の取組として、電子申請・届出システムについても提案するとともに、要望を提出できる専用の窓口についても、今後、経過をPDCAサイクルにのっとして、あるいは、EBPMの観点から、データをしっかりと把握しながら検証していくことが重要になってくると思えます。専用の窓口について、要望内容について必要と思われる全国的な内容については、本専門委員会も引き受けるということがこの中に明記されているわけでございます。したがって、3点目の提案でございますが、皆様の御同意をいただいたら野口委員長に委ねたいと思っております。がありまして、この取りまとめは、「これまでの経過」から始まるのではなくて、「前書き」というか、「はじめに」が必要ではないかと感じております。1つは、何のための文書負担の軽減かといったら、介護保険に関わる指定権者も保険者も関係事業者も、介護分野の文書の負担を軽減することによって、介護サービスの質の向上や新たな課題への対応を充実するために文書の負担を軽減するのだという理念というか、目的があったと思えます。その理念を実現するために、関係者が協働して負担軽減に関する検討を行い、これまで進捗してきました。このような経過を今回取りまとめとして報告しますが、今後も残されたその他の課題について本専門委員会としてPDCAサイクルを持って実態を把握しながら検証する責務がありますということ、前書きといいたし、そういうところにつけてはいかがかなと。本当にこれだけ進捗していただいたのは、厚生労働省の担当の皆様と、自治体と、何ととっても現場の事業者の皆様の三位一体となった協働の成果ではないかと思えます。まず、それを踏まえて、残された課題についてもしっかりと適切に検討することが必要であるということを書いてはいかがかと、皆様の御意見を伺いながら、気づきま

したので、3点目に発言させていただきました。

取りまとめ（案）に賛成をして、私の意見とさせていただきます。どうもありがとうございます。

以上です。

○野口委員長 清原委員、非常に前向きな御意見をどうもありがとうございました。

この検討の背景と経緯の前に理念や目的を入れるという御意見でよろしいでしょうか。

○清原委員 はい。そんなに長くなくてもいいのですが、いきなり経過になるよりは、私たち専門委員会の目的というか、趣旨が、明確に示されると、これだけの進捗があって、しかし、課題が残っているので、さらに皆様一緒に協働していきましょと、その言葉が今後の方向性の中にあっただけですね。協力の「協」に「働」という言葉。極めて重要なメッセージがこの取りまとめの最後にまとめられていますので、それも含めてはいかがかと思いました。御検討いただければと思います。

以上です。

○野口委員長 どうもありがとうございます。

今の御意見に対して、事務局様、いかがでしょうか。私はとてもいいアイデアかと思いましたが。

○日野介護保険計画課長 事務局でございます。

御意見を踏まえて検討したいと思えます。ありがとうございます。

○清原委員 よろしくお願ひします。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、江澤委員、よろしくお願ひいたします。

○江澤委員 ありがとうございます。

まず、本日の取りまとめ（案）につきましては、賛成でございます。

つきましては、要望を1点のみ申し上げたいと思えます。最後の今後の進め方に関する事ですけれども、しかるべき適切な時期に、今回の文書に係る負担軽減の取組の効果検証を行って、今後の見直しを図ることが必要と考えております。したがって、今回の取組について、自治体と事業者に対する実態調査を、今後、お願ひしたいと思っております。その際に、負担軽減の度合い、すなわち、効果についても、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。最後に、1ページの四角囲みの注にもございますが、介護報酬の要件等に関連する事項については社会保障審議会介護給付費部会にて検討と記載されておりますが、今回は、どちらかという、事務職関連の書類の文書負担軽減だったと思えますので、今後、必要性に応じて、現場の職員、いろいろと介護職をはじめとした多職種が取り組んでおりますけれども、現場の職員の負担軽減については、必要に応じてまた分科会で検討していただければと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、岩澤委員、よろしくお願ひいたします。

○岩澤委員 ありがとうございます。

まず、野口委員長及び事務局におかれましては、本専門委員会での議論を分かりやすく簡潔におまとめいただきましたこと、ありがとうございます。今まで議論を重ねてまいりました課題認識と今後の対応の方向性につきまして、御提案のとおりでよろしいかと思っております。

一方で、本日参考資料でお示しいただきました専用窓口への要望提出状況を見ますと、窓口を設置したことの効果を感じるとともに、まだ独自ルールの解消に向けて取り組むべき課題が多いということも感じております。引き続き、進捗状況を確認しながら、確実な進捗を進めていくことが大事かと思っております。

また、先ほど橋本委員からも御発言もございましたけれども、今後は本取りまとめの内容と方向性につきまして、現場の介護サービス事業者に対してもしっかりと広く周知を図ることが負担軽減のためにも必要だと思っております。その点につきまして、引き続きしっかりと進めていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、木下委員、よろしくお願ひいたします。

○木下委員 全老健の木下でございます。

私も、このたびお取りまとめいただきました案について、賛成いたします。これまでの議論を踏まえつつ、ヒアリングした事業所の皆様の意見も踏まえた丁寧なまとめになっていること、非常にありがたく思っております。

これまでの委員会の中で、厚生労働省様から、申請システム等についてはここから走っていくということで、小さく産んで大きく育てていくというコメントをいただいておりますが、どのようなプロセスで大きく育てていくかということ現場の人間は不安に感じるところもあります。ただ、要望受付システムや電子申請の届出システムについて、今回の取りまとめ（案）の中では、利用状況や実際に使用した地方公共団体や事業者の意見等を踏まえながら随時検討を行うべきと、「べき」できちんと明記していただきました。このことを非常に心強く思うと同時に、今後、こうしたシステムが必要性に応じてきちんと発展的な形を遂げていくことへの希望を見いだせると感じております。また、生み出したシステムが今後の状況に応じて確実なブラッシュアップができるように、その役割を本委員会が適切に担えるようにと願っております。

清原委員よりすごく丁寧にまとめをいただきましたので、私の言葉では拙いのですが、「その他」について、きちんとまとめていただけたことについても感謝を申し上げます。本委員会の検討事項では、前段でも記載がありますとおり、確かに、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者の間でやり取りされている文書に関する負担軽減策であることは、十分に委員として理解をしております。それと同時に、文書負担の軽減は、江澤委員

におっしゃっていただきましたとおり、現場の人間が日々取り扱う書類こそ、非常に膨大な量を占めておりました、その軽減を図らない限りは、今回のこの委員会の名称である介護文書の負担軽減とは言い切れないと、委員として、非常に感じているところです。こういった形で、そこに大きな課題がまだあるのだ、ということを引きちんと明記していただいたことで、ほかの専門委員会の皆さんの議論にも、刺激といいますか、本委員会の役割を果たしている部分があるのではないかと感じておりますので、こうした記載があることは非常に意味があると理解しております。

また、皆様の御意見の中にもありましたが、本委員会では、今後、これらの利用状況や寄せられた意見等について、負担軽減につながる検討を引き続き行っていき、それをいかにより速やかにフィードバックできていくか、その仕組みを持っていけるかということが非常に重要になっていくと思いますので、その役割を果たせるような形でお願いしたいと思います。

私からは、以上です。ありがとうございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

まだ御意見を伺っていない方がいらっしゃいますが、いかがですか。中間取りまとめなので、私、当てていいですか。一言ずついただきたいので、授業ではないのですけれども、当てさせていただきます。

大串委員、いかがですか。

○大串委員 奥多摩町の大串でございます。

保健者、特に私の場合は町村で小規模自治体になりますので、そういった観点の中で、前回の中でも発言をさせていただいているところではありますが、まずもって、取りまとめということで、誠にありがとうございます。

取りまとめの資料の中ですと、3ページの中で、自治体として、標準様式の施行時期について、令和6年の報酬改定の時期に合わせてという形で盛り込んでいただいた点、もしくは、4ページ、電子申請・届出システムのところで、地方公共団体への支援ということで、伴走支援もしくは好事例の横展開というところ、5ページ、私どもは特に事故報告について御説明させていただきましたけれども、事故がないことが一番ですけれども、どうしても、事故報告に基づいて、内容の分析であったり、ヒヤリハットの充実があったり、そこがサービスの質の向上につながっていくというところもございますので、そういった点について盛り込んでいただいたところ、今後の進め方の中で、6ページになりますけれども、小規模地方公共団体等への支援という形で盛り込んでいただいた点に、感謝を申し上げます。

どうもありがとうございます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

何もなければ何もなくて結構なのですが、小椋委員、いかがでしょうか。

○小椋委員 豊島区介護保険課長の小椋です。

取りまとめは、これまでの経過というのでしょうか、議論を大変よくまとめていただいているかと思います。賛成させていただきたいと思います。先ほど奥多摩町の大串委員からも、自治体の要望もうまく取り入れていただいているというお話もありました。私どもでも、そのように思っております。

また、本日、ほかの委員の皆様から、今回の件について事業者にもよく周知してほしいというお話もありましたので、そういった部分では、自治体からもそういった事業者の方へ周知するというところは積極的に取り組んでいかなければいけないのかなど、認識したところになります。

以上となります。

○野口委員長 御無理を申し上げて、申し訳ございませんでした。

それでは、濱田委員、よろしく願いいたします。

○濱田委員 どうもありがとうございます。

本日のお取りまとめ、事務局の皆様におかれましては、本当に様々な御意見も取り入れていただきまして、改めて感謝を申し上げたいと思っております。また、今後はこの取りまとめられた内容の実行に移る段階かと思っておりますが、先ほど来、委員からも御意見がございましたけれども、フォローアップと点検といいますか、こういうことを継続的に続けて、現場の文書負担の軽減が進んでいけばと思っております。都道府県、市町村の皆様におかれましては、様々な御負担がございまして、我々介護支援専門員および居宅介護支援事業者も、周知をはじめ、協力してまいればと思っておりますので、今後とも、御指導、御鞭撻を賜ればと思っております。

また、委員長におかれましては、本当に取りまとめをありがとうございました。

以上でございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、諸星委員、一言いただけますでしょうか。

○諸星委員 諸星でございます。

取りまとめをありがとうございます。先ほど、委員の中から、電子申請・届出システムの目標年度ということで、国から令和7年度中ということでお話があったところです。そこについては、標準様式は令和6年度、電子申請システムは令和7年度ということで、そういうところははっきり明記したほうがよろしいかなと感じたところです。電子申請システムをしっかりと導入することで、それに伴って、標準様式とか、地方独自ルールもなくなってくるのではないかという思いもあるものですから、その辺をよろしく願いしたいということ。

もう一点は、標準様式例のところ、地方公共団体の浸透のための確認の調査を行うとあるかと思うのですが、ここについて、具体的に調査されるときに、当然進んでいない課題とかも併せて調査されるかと思うのです。そういったところで、小規模自治体とかは、どういう課題で、そういったところに浸透していないのか、小規模自治体だけでは

ないと思うのですけれども、そういった課題をしっかりと踏まえた上で、国で所要の法令上の措置というところで、具体的・技術的にどう行われるか想像がつかないのですけれども、小規模自治体等を含め、自治体のそういった調査結果も踏まえて、所要の法令上の措置をお願いをしたいということでございます。

以上でございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、委員長代理の井口委員に最後を締めさせていただきます。いかがでしょうか。

○井口委員長代理 締めることは無理だと思いますが、すばらしいなと思ったのは、それぞれ介護に関わりを持つ分野で仕事をされているということは当然なのですけれども、そんな中でいろいろ感じられることの発言、御意見をいただいたわけです。その発言は、もちろん発言される御自身の御意見ではあったのですが、同じような仕事をされている多くの皆さん方も賛同いただける、そして、その方々が思っている御意見ということで、個人的な意見ではありますが、それぞれの分野の皆さん方の代表的な意見をいつも発言していただいたということで、委員の皆さん、なかなかよくやっていただいたなど。客員委員としては、そのように感じた次第であります。

やはり野口委員長のまとめもすばらしいし、必要に応じて、事務局から回答をいただく、それだけではなくて、私のようになかなか話ができない人間にも話をさせると、大学教授で、私たちは生徒みたいなもので、答えさせられるのだなと思って、恐縮をしているわけですが、そういう話は冗談といたしましても、よく意見を引き出していただいて、必要に応じて事務局からしっかりとした回答をいただくということで、この委員会がスムーズに進められたのも、野口委員長のお力に負うところが非常に多いのかなということで、この場を借りて客員委員として敬意を表したいと思います。

清原委員からもまたお話がありましたとおり、取りまとめを待つまでもなく、それぞれ、必要に応じて、タイムリーに、厚労省として具体的な対応をこれまでしてこられたということも、これも高く評価をしていいのかなと思っております。局長をはじめ、幹部職員の皆様には、毎回出席をいただいて、必要に応じて御意見や御所見等いただいたということでありまして、厚生労働省としてもこの専門委員会を大変重視しているのではないかと私は感じさせていただいた次第でございます。厚労省のやる気を感じたということでもあります。

女性が輝く時代はいい時代だとよく言われておりますが、この会議はまさに女性が中心で動いたということでありまして、いいのかなと思っております。我々男性としても、女性に負けないように、これからもそれぞれの分野で頑張っていかなければならないと思っております。何しろ江澤先生からも賛成という力強いお話があったわけでありまして、取りまとめをよくやっていただいたということで、皆さん方、そして、事務局の皆さんにも敬意を表したいと思います。

引き続き、またそれぞれの場で頑張っていただければ非常にありがたいと思っております。



す。敬意を表します。どうもありがとうございました。

○野口委員長 井口先生、どうもありがとうございました。

松尾参考人から手が挙がっておりますので、どうぞ。

○松尾参考人 ありがとうございます。

もう一言だけ、発言させていただきます。

今日、委員の先生方のお話の中で、事業者への周知というお話がございました。ここに付きましては、業界団体としましても役割があると思っておりますので、しっかりやっていきたいと思っております。

その中で、1つ、思いましたことが、事業者へ周知していく中で、自分の事業所が所在している自治体がいつからシステムをやるのかと。今、1期から5期まで出ているわけですが、最終的には、本日の議論で令和7年度中にはやるのだということで、いつから始まるのかということが分かったほうがよろしいのではないかと思います。どこかの段階で、市町村名といつからやる予定かというところも見える化していただくと、大変よろしいのかなと思いました。事業者の中には必ずしもそういったシステムが得意でない事業者もあると思いますので、その準備に向けて御配慮いただければ大変ありがたいと思った次第でございます。

以上です。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

ほかに、もう一言という方はいらっしゃいませんか。

清原委員、よろしく願いいたします。

○清原委員 2度目の発言、失礼いたします。皆様の御発言を聞いておまして、改めて、私は、老健局長をはじめ、厚生労働省の御担当の皆様の御努力に敬意を表したいと思いません。例えばの話ですけれども、4ページ、「電子申請・届出システムの対応の方向性」のところに、「電子申請・届出システムの使用を基本原則化とするために、介護保険法施行規則に電子申請・届出システムについて明記すること等の所要の法令上の措置を行うべきである」と明記していただいているのですね。厚生労働省に事務局を御担当いただいておりますけれども、自らこのような施行規則に明記する方向性を取りまとめに明記していただくということは、その責任を引き受けてくださるということでもあり、老健局長の通知やインセンティブ交付金の取組だけではなくて、法令上の措置についても書き込んでいるということは、本当に思い切った取りまとめになっていると思います。

私たちの現場の感覚に基づいた検討が具体化していくために、いろいろな仕組みが実現する中でも、このような法令上の措置については国にしっかりと行っていただかなければいけないことでございますので、この1つを例にとっても、ほかの委員の方も御指摘されましたけれども、私たちの提言が生かされていくとともに、今後もこうしたことを踏まえて検証していく中で、介護保険関係文書の負担軽減が本当に国民のためになっているか、関係者のためになっているかを検証していく意義が残っているなど強く感じましたので、

一言だけまた付け加えさせていただきました。

本当に国と自治体と関係事業者が、介護保険を利用する方を真ん中に置いて、協働を今後も進めることができる、そういう取りまとめになっていると思います。本当にありがとうございます。

以上です。

○野口委員長 清原委員、素晴らしいおまとめをしていただき、どうもありがとうございました。

それでは、取りまとめ（案）に対して、様々なステークホルダーを代表される皆様から貴重な御意見と御指摘を頂戴し、誠にありがとうございました。全体の流れや項目立て、提案内容などについては、皆様、この方向でよいとの御意見をいただいたと認識しております。ですので、大筋については御了承いただけたと感じております。

本日いただいた文書の修正や細部にわたる追加などの御意見に関する取りまとめ（案）の修正については、事務局の皆様、そして、本当に僭越ではございますけれども、委員長を務めさせていただいております私に御一任いただき、後日修正したものを委員の皆様にご確認いただいた上で、本専門委員会の取りまとめとさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○野口委員長 よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

それでは、本日の審議は終了したいと思います。

委員の皆様、様々なステークホルダーを代表されて、それぞれ責任を担っていらっしゃる方々だと思いますので、御協力いただき、このような非常に実質的な内容のある報告書を取りまとめることができましたこと、改めて御礼を申し上げたいと思います。

最後に、大西局長から一言お願いできればと考えます。よろしくお願ひします。

○大西老健局長 大西でございます。本日は、本当にありがとうございました。

令和4年度だけで見ましても、7月から4回にわたり、全体は13回になるわけですが、この間、野口委員長をはじめ、委員の皆様にご活発な御議論、御検討をいただきまして、本当に感謝しております。

介護事業者の皆様、自治体の皆様、ヒアリングも含めまして、双方から非常に現場感のある文書負担の現状についてお伺いすることができました。この取組の重要性を改めて認識したところでございます。

令和元年12月の中間取りまとめもいただきましたけれども、それを踏まえて、どんどんできることはやっていこうということやってきたわけですが、今、いろいろとお言葉もいただきました。負担軽減に向けた取組は着実に進展してきているということもお伺いすることができて、皆、大変うれしく、また身の引き締まる思いになっております。

また、本日、取りまとめにつきまして大筋の御了解をいただきました。今後のさらなる

負担軽減の実現に向けまして、各取組をいかに推進していくかがとても重要であると考えております。今回お取りまとめいただきました内容に関しまして、取組等のフォローアップをしっかりとやっていくことがまた必要でございます。それでよりよい制度運営につながっていくということだと思っております。そういうことで、恐縮ではございますが、今後とも本専門委員会に適宜開催をお願いいたしまして、委員の皆様の御知見をいただければ幸いです。今後とも、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○野口委員長 大西局長、どうもありがとうございました。

今後、私どもの報告に沿って様々な対策が進んでいくと期待しております。最も重要なことは、現場の方々が負担軽減を実感できるところまでいくことが、全体的なというか、最終的な目的で、もっと言うと、アウトカムについてはいろいろ御議論もあるところですが、利用者の方々が幸福になるということが一番大事だと思いますので、皆様、引き続き何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、次回の日程について、事務局様から御連絡をお願い申し上げます。

○日野介護保険計画課長 事務局でございます。

次回以降の日程につきましては、追って、調整の上、御連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

○野口委員長 それでは、本日の専門委員会はこれで終了とさせていただきます。

皆様、本当に御多忙の中、御参加いただき、どうもありがとうございました。